

生徒心得

「髪染め・ピアス・着崩しゼロ」の学校として、
服装・身だしなみには充分注意すること。

1 登下校について

- (1)朝は8：25までに教室に入るよう余裕を持って登校する。
- (2)挨拶をしっかりする。
- (3)服装・頭髮等は整えてから登校すること。
- (4)最終下校時間は17：00（土・日・祝日・長期休業期間は16：00）とする。居残り届を提出し、受理された場合は、担任または顧問指導のもと下校の時刻を17：45まで延長できる。
- (5)授業時間内に特別の理由があって外出する場合及び早退する場合は、担任（担任不在の場合は学年の他の教員）の許可を得る。
- (6)自転車通学を行う場合は、自転車許可願を提出し、許可を得る。本校所定のステッカーを自転車（泥除けなど、わかりやすい部分）に貼り、指定の場所に駐輪する。

2 服装・身だしなみについて

橋高校生徒としてふさわしい服装と身だしなみを保つこと。

通年本校指定の制服を着用すること。（夏季6月～9月、冬季10月～5月）

(1)制服の着用にあたって、以下の点を守る。

ア 正装とはブレザー及びスラックスにネクタイ、スカートにリボンを着用することをいう。ネクタイ・リボンは本校指定のものを着用する。

イ 土・日・祝日及び休業期間に登校する場合も、本校指定の制服を着用する。

ウ 制服の加工は禁止する。スカートの裾あげ、切り詰めをしない。違反の場合は再購入とする。着崩しはしない。

エ やむを得ない事情で規定以外の服装をする場合は、異装届を出し、担任の許可を得る。やむを得ない事情とは、けが、病気、服の紛失・破損・洗濯などを指し、期限付きで許可される。

オ ワイシャツ・ブラウスは白色無地でデザイン性の無いものを着用する。

カ ワイシャツ・ブラウスの下は、白色無地で華美でない、デザイン性の無いものを着用する。

キ セーター・ベスト・カーディガンは、本校指定のものを着用する。

ク 防寒着（コート等）は華美ではないものを着用する。

ケ 制服の下にパーカーを着るのは禁止する。

コ スカートの下にズボン、スウェット、体育着などの着用は認めない。

(2)夏季服装(正装)は、下記の通りとする。

ア スラックスを着用する場合は、白ワイシャツ(長袖・半袖)、ネクタイを着用する。

イ 夏用スカートを着用する場合は、白ワイシャツ(長袖・半袖)、リボンを着用する。

(3)頭髪は、下記の通りとする。

ア 頭髪の加工は一切禁止する。

イ 染色・脱色・パーマ・アイロン(コテ巻き)・剃り込み・モヒカン・エクステンションは、身だしなみ指導の対象とする。

ウ 入学当初に頭髪の確認を受け、必要に応じて生徒・保護者に「頭髪に関わる届出」を提出する。

(4)靴、靴下は華美でないものを着用する。

(5)化粧、マニキュアは禁止とする。

(6)ピアス、イヤリング、指輪、ネックレス、ブレスレット、カラーコンタクト等の装身具は禁止とする。

(7)体育・実習等で指定の服装に着替える場合以外は、常に指定の制服を着用し、身だしなみを整える。

(8)上履き、体育館シューズに着色や落書き、加工をした場合は再購入する。

3 学校生活に関して

(1)原則として学用品以外のものは学校に持ってこない。

(2)校内設備ならびに学校備品等を破損した場合には、担任・教科担当・顧問に申し出て指示を受ける。場合によっては弁償の責任を負うこともある。

(3)所持品には必ず学年、組、氏名を記入し、ロッカーを施錠するなど、特に貴重品の管理に注意する。

(4)携帯電話・スマートフォン等の通信機器に関して

ア 授業中の使用は禁止する。電源を切り、鞆にしまう。使用した場合や着信音になった場合は学校で預かる。(この場合は、担任が保護者へ連絡・確認後返却する。)

イ 定期試験中も同様に電源を切り、鞆にしまう。定期試験時間中に操作等を行った場合は、不正行為とする。定期試験時間中に着信音が鳴った場合も不正行為として指導の対象とする。

ウ 充電等で学校のコンセントを使用することは禁止する。(校内の電源を個人的な目的で使用しない)

エ 個人情報や誹謗・中傷、画像等をサイト等に掲載した場合は指導の対象にする。

- (5)食堂（定時制施設）の利用時間は原則12：30から13：10までとする。この時間中、業者による弁当・パン・飲み物販売を行う。
- (6)校内における遺失物および拾得物は、生活指導部に届ける。拾得物は生活指導部で一定期間保管する。
- (7)法令により入場が制限されている場所へは絶対に入らない。
- (8)アルバイトは原則として禁止とする。やむを得ぬ事情がある場合は、必ず担任と相談する。
- (9)酒・喫煙または薬物等の法律で禁じられている行為は絶対に行わない。同席・保護者等の勧めの場合も指導の対象となる。

**校内はもとより校外においても上記のようなことに注意し、
本校生徒として品位のある行動を心がけましょう。**

4 特別指導について

本校の生徒として、学校のみならず、社会の秩序を乱すような行動・言動をした場合は、特別指導を行う。

特別指導の対象となる問題行動は次のとおり。

- (1)いじめ・迷惑行為（詐欺・中傷等含む）、暴力行為、暴言、授業妨害
- (2)窃盗、恐喝、傷害、脅迫等
- (3)喫煙(用具所持・同席含む)、飲酒(同席含む)、オートバイ通学(同乗含む)、自動車通学(同乗含む)
- (4)器物損壊
- (5)上記の場面に同席していた場合
- (6)定期考査などの不正行為
- (7)その他、法律に触れる行為・社会の秩序を乱すような行動・言動

**以上の決まりが守られない場合は、
学校の方針に基づき保護者に連絡し、指導する。**

制服着用図及び規則

《夏季（6～9月）》

《冬季（10～5月）》



*スカートの丈は、ひざにかかる程度であること。
加工は禁止する。

頭髪・髪型	清潔で、好感が持てるような長さ・髪型。 パーマ・染色・脱色は禁止。
装飾品	ピアス・イヤリング・ネックレス・指輪・ カラーコンタクト・ブレスレット等は禁止。
爪	爪の先まで清潔に。マニキュアは禁止。
ブレザー	本校指定の物。冬季は常時持っていること。
防寒着	華美でないもの。
ベスト・セーター・カーディガン	本校指定のもの。
Yシャツ・ブラウス Yシャツ・ブラウスの下	デザイン性の無い、白色無地のもの。
ネクタイ・リボン	本校指定のもの。
スラックス	本校指定のもの。ベルトは華美でないもの。
スカート	本校指定のもの。（加工した場合再購入）
靴下	華美でないもの。
靴（くつ）	華美でないもの。
鞆（かばん）	華美ではない、カバン又はバックを用いる。